

2026年6月22日

各位

会社名 株式会社バンダイナムコホールディングス
代表者名 代表取締役社長 浅古有寿
(コード番号 7832 東証プライム市場)
問合せ先 取締役CFO 辻 隆志
(TEL: 03-6634-8800)

株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせします。

記

第1 当社の取締役（監査等委員および社外取締役を除く）および当社グループの事業統括会社等の業務執行取締役を対象とする事後交付型の業績条件付株式報酬制度に基づく自己株式の処分（以下、「本自己株式処分I」といいます。）

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年7月10日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 171,900株
(3) 処分価額	1株につき 3,591円
(4) 処分価額の総額	617,292,900円
(5) 処分予定先	当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。） 5名 53,200株 事業統括会社等の取締役（非業務執行取締役を除きます。） 27名 118,700株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

(※) 上記表に記載している「事業統括会社等」の定義につきましては、「2. 処分の目的および理由」に記載しております。

2. 処分の目的および理由

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下「当社取締役」といいます。）に対する業績条件付株式報酬について、2025年4月にスタートした「バンダイナムコグループ中期計画（2025年4月～2028年3月）」（以下「本中期計画」といいます。）に対応させる形で、1事業年度につき140,000株に交付時株価（下記＜本制度Iの内容＞(2)(※4)に定義します。以下同じです。）を乗じた額を上限として当社普通株式を交付するための金銭報酬債権

および金銭を支給する制度（以下「本制度Ⅰ」といいます。）を、2025年6月23日開催の第20回定時株主総会において、ご承認いただきました。また、当社の子会社である株式会社バンダイ、株式会社バンダイナムコエンターテインメント、株式会社バンダイナムコフィルムワークス、株式会社バンダイナムコエクスペリエンス、株式会社 BANDAI SPIRITS および株式会社バンダイナムコミュージックライブ（以下「事業統括会社等」と総称します。）においても当社と同様の業績条件付株式報酬制度を導入しております。当社および事業統括会社等の本制度Ⅰの内容は、下記＜本制度Ⅰの内容＞に記載のとおりです。

本自己株式処分Ⅰは、本制度Ⅰについての2025年6月23日開催の第20回定時株主総会における承認等を踏まえ、当社の2026年6月22日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。なお、本自己株式処分Ⅰの対象となる当社普通株式は、2026年3月期に係る業績条件付株式報酬として、割当予定先である当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）に対して当社から付与される金銭報酬債権並びに事業統括会社等の取締役（非業務執行取締役を除きます。以下、当社取締役と併せて「本制度Ⅰ対象取締役」と総称します。）に対して事業統括会社等から付与される金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることにより、自己株式の処分により交付されるものです。なお、本制度Ⅰ対象取締役は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は使用人のいずれの地位も喪失するまでの間、本自己株式処分Ⅰに基づき割当てを受けた当社普通株式について、譲渡（担保権の設定その他の処分を含みます。）を行わない旨を誓約する予定です。

＜本制度Ⅰの内容＞

（1）本制度Ⅰの概要

本制度Ⅰは、本制度Ⅰ対象取締役に対して、本中期計画における各事業年度（以下「評価対象事業年度」といいます。）ごとに、連結営業利益の目標達成度に応じて、当社普通株式（※1）および金銭（以下「当社株式等」といいます。）を交付又は支給する制度です。連結営業利益が1,000億円以上となった場合にのみ当社株式等が交付又は支給され、連結営業利益の実績に応じて支給率が逡増しますが、本中期計画の最終年度目標値である2,000億円に達した場合に支給率が支給上限の100%となるものとします（支給率の計算において小数点第二位以下の端数が生じた場合は切り上げとなります。）。

（※1）本制度Ⅰにおける当社普通株式の交付の方法

当社又は事業統括会社等は、本制度Ⅰ対象取締役に対して、報酬として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権を現物出資財産として払い込むことにより、当社普通株式の交付を受けることとなります。

ただし、本制度Ⅰ対象取締役が日本非居住者の場合は、当社普通株式の交付に代えて、確定した株式ユニット数の全部を交付時株価で換価した金額が金銭で支給されることとなります。

（2）本制度Ⅰ対象取締役に対して交付又は支給する当社株式等の数ならびに当社株式等の総額の算定方法

本制度Ⅰ対象取締役について、あらかじめ定められた基準株式ユニット数を算定の基礎とし、以下の算式に基づき、評価対象事業年度における当社連結営業利益の額に応じて交付又は支給する当社普通株式の数と金銭の額を算定します。

① 本制度Ⅰ対象取締役各人に交付する当社普通株式の数

支給株式ユニット数×50%（ただし、100未満の端数が生じた場合は切り上げ）

（注1）支給株式ユニット数＝あらかじめ定められた基準株式ユニット数（※2）×評価対象事業年度に係る当社連結営業利益に応じた割合（支給率）（※3）（ただし、100未満の端数が生じた場合は切り捨て）

（注2）複数の事業統括会社等の本制度Ⅰ対象取締役を兼任する場合には、兼任する各事業統括会社等において兼任する本制度Ⅰ対象取締役の業務内容に応じて、取締役会で決議したそれぞれの各事業統括会社等の業務従事割合を、兼任する各事業統括会社等の本制度Ⅰ対象取締役ごとの上記（注1）の支給株式ユニット数に乗じて算定します。

（注3）実際に本制度Ⅰ対象取締役に支給されるのは、（1）（※1）のとおり、当社普通株式の交付に際して現物出資財産として払い込むための、上記当社普通株式の数に交付時株価（※4）を乗じた額に相当する金銭報酬債権となります。

②本制度Ⅰ対象取締役各人に支給する金銭の額

（支給株式ユニット数－上記①で算定される数）×交付時株価

（注1）複数の事業統括会社等の本制度Ⅰ対象取締役を兼任する場合には、支給株式ユニット数は、上記①における業務従事割合を乗じた後の数とします。

（※2）本制度Ⅰ対象取締役各人の役割・職責に基づきあらかじめ定めるものとします。

（※3）連結営業利益が1,000億円に達しない場合は支給しないこととし、連結営業利益が2,000億円以上の場合に100%支給されるものとします。具体的な支給率の決定方法は以下のとおりです。

連結営業利益	支給率
1,000億円未満	0%
1,000億円以上 2,000億円未満	$[100 \times 1/2 + \{(\text{連結営業利益の額 (億円)} - 1,000 \text{ 億円}) \div 1 \text{ 億円} \div 10\} \times 1/2]$ % (ただし、小数点第二位以下の端数が生じた場合は切上げ)
2,000億円以上	100%

ただし、事業統括会社等の取締役（事業統括会社等のいずれかの取締役を兼任する当社取締役を含みます。）については、事業統括会社等においてそれぞれ担当する以下の事業の評価対象事業年度における営業利益が赤字であった場合、業績条件付株式報酬は支給されないこととなります。

会社名	(株)バンダイ	(株)バンダイナムコエンターテインメント	(株)バンダイナムコフィルムワークス	(株)バンダイナムコエクスペリエンス	(株)BANDAI SPIRITS	(株)バンダイナムコミュージックライブ
担当する事業	玩具ホビー事業	デジタル事業	映像音楽事業	アミューズメント事業	玩具ホビー事業	映像音楽事業

（※4）交付時株価とは、後記（3）に定める各評価対象事業年度に係る定時株主総会の日から2ヵ月以内に本制度Ⅰに係る当社普通株式の交付のために開催される、取締役会決議日の前営業日時点での東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

(3) 本制度Ⅰ対象取締役に対する当社株式等の交付又は支給の要件

本制度Ⅰにおいては、評価対象事業年度が終了し、本制度Ⅰ対象取締役が以下の要件を満たした場合に当社株式等を交付又は支給するものとします。

交付又は支給する当社株式等の数については、評価対象事業年度に係る定時株主総会から2ヵ月以内に開催される本制度Ⅰにかかる当社普通株式の交付のための取締役会で決定するものとします。

- ①評価対象事業年度末まで取締役等として在任したこと
- ②一定の非違行為がなかったこと
- ③取締役会が定めたその他必要と認められる要件

第2 事業統括会社等以外の当社の国内グループ会社の業務執行取締役を対象とする事後交付型の業績条件付株式報酬制度に基づく自己株式の処分（以下、「本自己株式処分Ⅱ」といいます。）

2. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年7月10日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式8,400株
(3) 処分価額	1株につき3,591円
(4) 処分価額の総額	30,164,400円
(5) 処分予定先	事業統括会社等以外の当社の国内グループ会社の業務執行取締役 58名 8,400株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

事業統括会社等以外の当社の国内グループ会社（以下、「本制度Ⅱ対象子会社」といいます。）は、その業務執行取締役（以下、「本制度Ⅱ対象取締役」といいます。）に対する業績条件付株式報酬として、当社普通株式を交付するための金銭報酬債権および金銭を支給する制度（以下「本制度Ⅱ」といいます。）を導入しております。本制度Ⅱの内容は、下記＜本制度Ⅱの内容＞に記載のとおりです。

本自己株式処分Ⅱは、当社の2026年6月22日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。なお、本自己株式処分Ⅱの対象となる当社普通株式は、2026年3月期に係る業績条件付株式報酬として、割当予定先である本制度Ⅱ対象取締役に対して本制度Ⅱ対象子会社から付与される金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることにより、自己株式の処分により交付されるものです。なお、本制度Ⅱ対象取締役は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は使用人のいずれの地位も喪失するまでの間、本自己株式処分Ⅱに基づき割当てを受けた当社普通株式について、譲渡（担保権の設定その他の処分を含みます。）を行わない旨を誓約する予定です。

＜本制度Ⅱの内容＞

(1) 本制度Ⅱの概要

本制度Ⅱは、本制度Ⅱ対象取締役に対して、評価対象事業年度（本中期計画における各事業年度）ごとに、連結営業利益の基準値を達成した場合にのみ、当社株式等（当社普通株式（※1）および金銭）を交付又は支給する制度です。当社連結営業利益1,000億円を基準値とし、評価対象事業年度の当社連結営業利益が1,000億円以上となった場合にのみ当社株式等が交付又は支給されます。

（※1）本制度Ⅱにおける当社普通株式の交付の方法

本制度Ⅱ対象子会社は、本制度Ⅱ対象取締役に対して、報酬として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権を現物出資財産として払い込むことにより、当社普通株式の交付を受けることとなります。

ただし、本制度Ⅱ対象取締役が日本非居住者の場合は、当社普通株式の交付に代えて、確定した株式ユニット数の全部を交付時株価で換価した金額が金銭で支給されることとなります。

（2）本制度Ⅱ対象取締役に対して交付又は支給する当社株式等の数ならびに当社株式等の総額の算定方法

本制度Ⅱ対象取締役について、あらかじめ定められた役位別株式ユニット数（※2）に応じて、以下の算式に基づき、評価対象事業年度における当社連結営業利益の基準値（※3）を達成した場合に交付又は支給する当社普通株式の数と金銭の額を算定します。

① 本制度Ⅱ対象取締役各人に交付する当社普通株式の数
役位別株式ユニット数×50%（ただし、100未満の端数が生じた場合は切り上げ）

（注1）実際に本制度Ⅱ対象取締役に支給されるのは、（1）（※1）のとおり、当社普通株式の交付に際して現物出資財産として払い込むための、上記当社普通株式の数に交付時株価（※4）を乗じた額に相当する金銭報酬債権となります。

②本制度Ⅱ対象取締役各人に支給する金銭の額
（役位別株式ユニット数－上記①で算定される数）×交付時株価

（※2）本制度Ⅱ対象取締役各人の役割・職責に基づきあらかじめ定めるものとします。

（※3）当社連結営業利益1,000億円を基準値とし、当社連結営業利益が1,000億円以上となった場合にのみ支給させるものとします。（※4）交付時株価とは、後記（3）に定める各評価対象事業年度に係る定時株主総会の日から2ヵ月以内に本制度Ⅱに係る当社普通株式の交付のために開催される、取締役会決議日の前営業日時点での東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

（ご参考）当社取締役に対して支給する評価対象事業年度の1事業年度における金銭報酬債権（当社普通株式の払込みに係る現物出資財産）および金銭の総額は、140,000株に交付時株価を乗じた額を上限とし、事業統括会社等の取締役および本制度Ⅱ対象取締役に対して支給する評価対象事業年度における金銭報酬債権（当社普通株式の払込みに係る現物出資財産）および金銭の総額は、

345,600株に交付時株価を乗じた額を上限とします（※5）。このうち、当社取締役が実際に交付を受ける当社普通株式の総数の上限は70,000株（発行済株式総数の0.01%）以内とし、事業統括会社等および本制度Ⅱ対象取締役が実際に交付を受ける当社普通株式の総数の上限は172,800株（発行済株式総数の0.03%）以内とします（※6）。ただし、2025年6月23日開催の第20回定時株主総会の終結時以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下株式分割の記載につき同じです。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により上記の株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てることとします。

$$\text{調整後の株式数} = \text{調整前の株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

（※5）2025年5月8日付「業績条件付株式報酬制度の決定に関するお知らせ」におきましては320,600株と記載しておりましたが、事業統括会社等および本制度Ⅱ対象子会社のうち一部の会社における上限の改定ならびに本制度Ⅱ対象子会社の新規追加に伴い、上限数は変更されております。

（※6）2025年5月8日付「業績条件付株式報酬制度の決定に関するお知らせ」におきましては160,300株と記載しておりましたが、上記（※5）のとおり上限数は変更されております。

（3）本制度Ⅱ対象取締役に対する当社株式等の交付又は支給の要件

本制度Ⅱにおいては、評価対象事業年度が終了し、本制度Ⅱ対象取締役が以下の要件を満たした場合に当社株式等を交付又は支給するものとします。

交付又は支給する当社株式等の数については、評価対象事業年度に係る定時株主総会から2ヵ月以内に開催される本制度Ⅱにかかる当社普通株式の交付のための取締役会で決定するものとします。

- ①評価対象事業年度末まで取締役等として在任したこと
- ②一定の非違行為がなかったこと
- ③取締役会が定めたその他必要と認められる要件

第3. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分における処分価額については、恣意性を排除した価格とするため2026年6月19日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における、当社の普通株式の終値である3,591円としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。

なお、この価額は、東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の1ヵ月（2026年5月20日から2026年6月19日まで）終値単純平均値である3,683円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率-2.50%（小数点以下第3位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）、3ヵ月（2026年3月20日から2026年6月19日まで）終値単純平均値である3,790円からの乖離率-5.25%、および6ヵ月（2025年12月20日から2026年6月19日まで）終値単純平均値である3,958円からの乖離率-9.27%となっておりますので、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上

<報道機関からの本件に関する問い合わせ先>

(株)バンダイナムコホールディングス

コーポレートコミュニケーション室

TEL : 03-6634-8787